

事業の共催等に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が本市以外のものを行う事業の共催並びに後援、協賛及び推薦（以下「共催等」という。）に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主催 事業の企画、運営等を自らの責任において行うものをいう。
- (2) 共催 事業の企画、運営等に参画し、共同主催者としての責任を明確にし、及び分担するものをいう。
- (3) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催に対して次の区分により行政的援助を行うものをいう。
 - ア 実質後援 補助金等の給付、機器等の貸与、料金等の減免等の経済的な支援、運営上の人的支援その他行政的支援を行うもの。
 - イ 名義後援 実質的な支援はないが、本市の名義を使用させ、後援の意思を表明するもの。
- (4) 協賛・推薦 事業の趣旨に賛同し、本市の名義を使用させ、協賛又は推薦の意思を表明するものをいう。
- (5) 各課等 大牟田市事務分掌規則（平成10年規則第21号）に定める課等並びに消防、教育委員会、企業局、選挙管理委員会等及び公の施設（指定管理者が管理する公の施設を除く。）のうち独自で事業を行っているものをいう。

(共催等の基準)

第3条 本市が共催等を行う事業は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 公共性が高いものであって、市民の生活若しくは健康の向上又は地域の経済若しくは文化の振興に寄与するものであること。
 - (2) 専ら営利を目的とするものでないこと。
 - (3) 原則として全市を対象として行われるものであること。
 - (4) 政治的、宗教的な目的を有しないものであること。
 - (5) 事業の開催の場所には、災害防止、公衆衛生等について適正な措置が講じられていること。
- 2 本市が共催等を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。
- (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 市民の生活若しくは健康の向上又は地域の経済若しくは文化の振興を目的とする団体
 - (3) 報道関係の法人
 - (4) その他市長が特に認めるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体が主催する事業については、共催等を行わない。
- (1) 大牟田市暴力団排除条例（平成22年条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 大牟田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員等となっている団体
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(申請書の提出)

第4条 本市の共催等の決定を受けようとするものは、共催等の決定を受けようとする日の2週間前までに共催等申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に誓約書(様式第2号)及び事業の実施要領等市長が求める資料を添付して市長に申請しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体又は地方公共団体の長が代表を務める団体等が申請する場合にあっては、誓約書の添付を省略することができる。

(共催等の決定)

第5条 共催等は、原則として各課等において第3条の基準に照らして決定する。

(共催等の決定の通知)

第6条 前条の規定により共催等について決定したときは、共催等をする場合は共催等決定通知書(様式第3号)により、共催等をしない場合は共催等に関する通知書(様式第4号)により第4条の規定による申請をしたものに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により共催等をすることを決定したときは、その決定に条件を付けることができる。

(変更の申請等)

第7条 前条第1項の共催等決定通知書により共催等の決定の通知を受けたもの(以下「共催等決定者」という。)は、事業の内容及び申請書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに変更の申請をしなければならない。

2 前2条の規定は、前項の変更の申請に準用する。

(共催等の決定の取消し)

第8条 市長は、共催等決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、共催等の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により第6条第1項(第7条第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定により共催等の決定を受けたとき。
- (2) 第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 第6条第2項(第7条第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反したとき。
- (4) 前条第1項に定める手続を怠ったとき。

(実施報告の提出)

第9条 共催等決定者は、当該事業の終了後3月以内に実施報告書(様式第5号)を提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(事務処理等)

第10条 共催等の申請にかかる受付その他の事務は、各課等において処理する。

(要綱の制定)

第11条 各課等においてこの要綱によりがたい特殊な事項又は詳細な事項を定める必要がある場合は、共催等に関する必要な事項について要綱を定めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、制定の日から施行する。(平成19年4月1日施行)

付 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の事業の共催等に関する基本要綱の規定は、施行日以後に申請があったものから適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の事業の共催等に関する基本要綱様式第1号、様式第2号又は様式第5号によりなされている申請又は誓約については、改正後の事業の共催等に関する基本要綱様式第1号、様式第2号又は様式5によりなされたものとみなす。